

勸 告	説明図表番号
<p><b>(2) 福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施</b></p> <p>刑務所出所者等の中には、高齢又は障害により、自立が困難で身寄りがなく、福祉的な支援が必要でありながら、適切な支援を得ることができないまま出所している者が少なからず存在することが、平成 18 年に法務省が実施した特別調査等により明らかにされている。</p> <p>このため、法務省では、厚生労働省と連携して、平成 21 年 4 月から、刑務所等に収容されている者のうち、高齢であり、又は障害を有し、かつ適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、「特別調整」を実施している。</p> <p>この取組の中心となるのは、厚生労働省の「地域生活定着促進事業」（平成 23 年度までは、「地域生活定着支援事業」）により整備された地域生活定着支援センター（以下「支援センター」という。）（注）であり、司法と福祉との多機関連携による支援が目指されている。</p> <p>また、「創造戦略」においても、福祉の支援が必要な受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができ、帰住先の確保及び釈放後の地域への定着が促進されるよう、保護観察所と支援センターとの連携を推進すること等、「高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進」が掲げられている。</p> <p>（注） 国庫補助事業として実施されており、事業実施主体は都道府県又は業務委託された民間の法人・団体である。原則として各都道府県に 1 か所ずつ設置されている。</p>	<p>表 2-(2)-①</p> <p>表 2-(2)-②</p> <p>表 2-(2)-③</p>
<p><b>ア 特別調整対象者の適時・適切な選定</b></p> <p>特別調整により、支援センターが支援を開始するまでの手続は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 刑務所等において支援が必要と思われる候補者を保護観察所に通知する。通知を受けた保護観察所では、面接等により本人の意向等を確認し、特別調整対象者とするか否かを判断した上で、選定する。</p> <p>② 選定後、保護観察所は、特別調整対象者について、適切な福祉サービスが受けられるよう、刑務所等所在地の都道府県にある支援センターに協力を依頼し、支援センターが受入先等の調整を実施する。</p> <p>③ また、刑務所等所在地以外の都道府県に帰住を希望する特別調整対象者については、必要に応じ、刑務所等所在地の都道府県にある支援センターから、本人が希望する帰住地の都道府県にある支援センターへ調整を依頼する。</p> <p>なお、支援センターが市区町村の福祉関係部局や受入施設等と調整を行うための期間を十分に確保するため、保護観察所が特別調整対象者の選定を出所日の 6 か月以上前に行えるよう、刑務所等は候補者を速やかに選定し、保護観察所に通知することとされている。</p> <p>また、保護観察所は、支援センター、地方公共団体の福祉関係部局、更生保護施設、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するため、刑務所等と連携して、これら関係機関等からなる「連絡協議会」を原則、各年度に 1 回開催することとされている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-①</p> <p>表 2-(2)-ア-②</p> <p>表 2-(2)-ア-③</p>

<p>今回、20 刑務所、20 保護観察所及び 20 支援センターにおける、平成 24 年度の高齢者・障害者に対する福祉的な支援の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 20 保護観察所が平成 24 年度に特別調整対象者に選定した 366 人のうち、143 人（39.1%）は、選定した時点で、出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかった。この理由について、保護観察所では、その多くが、刑務所等から候補者の通知があった時点で既に出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかったためとしている。また、この中には、調整期間が不足していたため、i) 出所日までに受入先が確保できなかったもの、ii) 特別調整対象者が希望する帰住地の都道府県にある支援センターに調整を断られたものなど、円滑な支援に支障が生じているものがみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-④ 表 2-(2)-ア-⑤ 表 2-(2)-ア-⑥</p>
<p>② 20 保護観察所のうち 2 保護観察所において、刑務所から候補者の通知があった時点で既に出所日まで 6 か月以上の期間が確保されていなかったことを理由に、特別調整対象者に選定していないものがみられた。また、選定されなかった者は出所日までに帰住先が確保できないまま、満期釈放となっていた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑦</p>
<p>③ 平成 23 年度においても、上記①及び②のような事例がみられたほか、保護観察所の不適切な事務処理が原因で調整期間が不足し、支援センターに協力を断られたものもみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑧</p>
<p>なお、保護観察所においては、刑務所等から候補者の通知を受理した後、保護観察所自らが特別調整対象者の選定に要する期間も当然必要である。今回、平成 24 年度に特別調整が終了した者を抽出し、20 保護観察所が選定に要した期間を調査した結果、個々の事情により異なるが、その平均期間は約 40 日であった。しかし、調査した 20 刑務所の中には、必ずしも保護観察所が選定に要する期間を考慮しているわけではないとしているものもあった。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑨</p>
<p>特別調整対象者が釈放後円滑に福祉サービスを受けられるようにするためには、保護観察所が選定に要する期間や支援センターが調整に要する期間を十分に確保する必要がある。そのためには、刑務所等において、早期から選定手続を開始するとともに、関係機関と情報を共有し、連携を強化していくことが重要である。今回、20 保護観察所を調査した結果、刑務所等における候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所、支援センター、都道府県の福祉関係部局等の関係機関と選定会議を開催するなど、早期から情報共有を図ることで、特別調整対象者を適時・適切に選定し、円滑な支援につなげているものがみられた（札幌保護観察所、名古屋保護観察所、福井保護観察所）。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑩</p>
<p>なお、関係機関との情報共有に当たっては、既に保護観察所が開催する「連絡協議会」が設けられていることから、これらの場の充実を図っていくことも有益と考えられる。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③ (再掲)</p>
<p><b>イ 特別調整対象者との面接（面会）の適切な実施</b></p> <p>支援センターは、特別調整対象者に必要な福祉サービスの内容の確認や、福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接（面</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p>

会)又は通信を行うこととされている。

また、支援センターは、特別調整対象者が出所した後も、本人を受け入れた福祉施設等に対し、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うことなどから、入所中の面接(面会)は、出所後の円滑な支援のために重要なものとなっている。

調査した20支援センターのうち2支援センターでは、支援センターが実施する面接(面会)の重要性等についての刑務所の理解が不足していることから、特別調整対象者との面接(面会)が制限されており、円滑な支援に支障等が生じているとしている。

表2-(2)-イ-②

## ウ 支援センターに対する福祉に関する情報の適切な提供

支援センターが特別調整対象者の受入先の調整等を行うに当たっては、あらかじめ年金受給資格、障害者手帳の有無、戸籍、住民票等、福祉に関する情報が必要となる。このため、あらかじめ刑務所等又は保護観察所において、これらの情報の確認・照会を行い、保護観察所が支援センターに協力依頼を行う際に、これらの情報が支援センターに過不足なく提供されることが、迅速かつ円滑な支援につながるものと考えられる。しかし、これらの情報の確認・照会を刑務所等と保護観察所のどちらが行うべきかの役割分担については、「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成25年4月25日付け法務省事務連絡)に断片的にしか記載されておらず、明確な根拠がない状況である。

表2-(2)-ウ-①

今回、20刑務所及び20保護観察所における福祉に関する情報の確認・照会状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 20刑務所及び20保護観察所における福祉に関する情報の確認・照会状況をみたところ、i)支援センターが行っているため、刑務所又は保護観察所では確認・照会を行っていないとするもの、ii)支援センターからの依頼があった場合には確認・照会を行っているとするものなど、その対応は区々となっていた。なお、調査した20支援センターのうち3支援センターでは、刑務所及び保護観察所において、福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、調整業務に支障等があるとしている。

表2-(2)-ウ-②

② 20保護観察所のうち2保護観察所では、刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直していた。また、このうち1保護観察所では、原本又は写しを支援センターに対しても送付していなかった。

表2-(2)-ウ-③

表2-(2)-ウ-④

## エ 特別調整対象者の保護上移送の適切な実施

受刑者を収容している刑務所等は、本人の帰住地が遠隔であり、単独で向かうことが困難である場合等、必要と認められる場合には、釈放前に、受刑者の移送を実施することとされており、特別調整対象者が、次の①から③までの事項全てに該当する場合は、入所中の刑務所等から帰住地に近接する刑務所等への移送(以下「保護上移送」という。)を検討することとされている。

表2-(2)-エ-①

① 生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること

- ② 本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること
- ③ 出所時、支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと

調査した 20 支援センターのうち 4 支援センターにおいて、次のとおり、刑務所等において特別調整対象者の保護上移送が実施されなかったため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげるに当たっての支障等となっているものがみられた。

- ① 支援センター職員が帰住地まで送り届ける際、特別調整対象者が途中で失踪したもの
- ② 支援センター職員が刑務所から遠隔の帰住地まで特別調整対象者を送り届けなければならないため、途中で行方不明になる危険性があったとしているもの

これらの理由については、刑務所等が特別調整対象者の保護上移送を実施する条件の一つとして「出所時、支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと」とされており、原則として刑務所等が特別調整対象者について保護上移送を行うこととされていないためと考えられる。

表 2-(2)-エ-②

### 【所見】

したがって、法務省は、福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 刑務所等において、特別調整候補者の選定期期の早期化を図り、保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で特別調整候補者を通知するなど、支援センターの調整期間を十分に確保するための実効的な方策を講ずること。

また、保護観察所が開催する「連絡協議会」の充実を図るなど、刑務所等における特別調整候補者の選定段階からの関係機関における情報共有及び連携の強化を一層図ること。

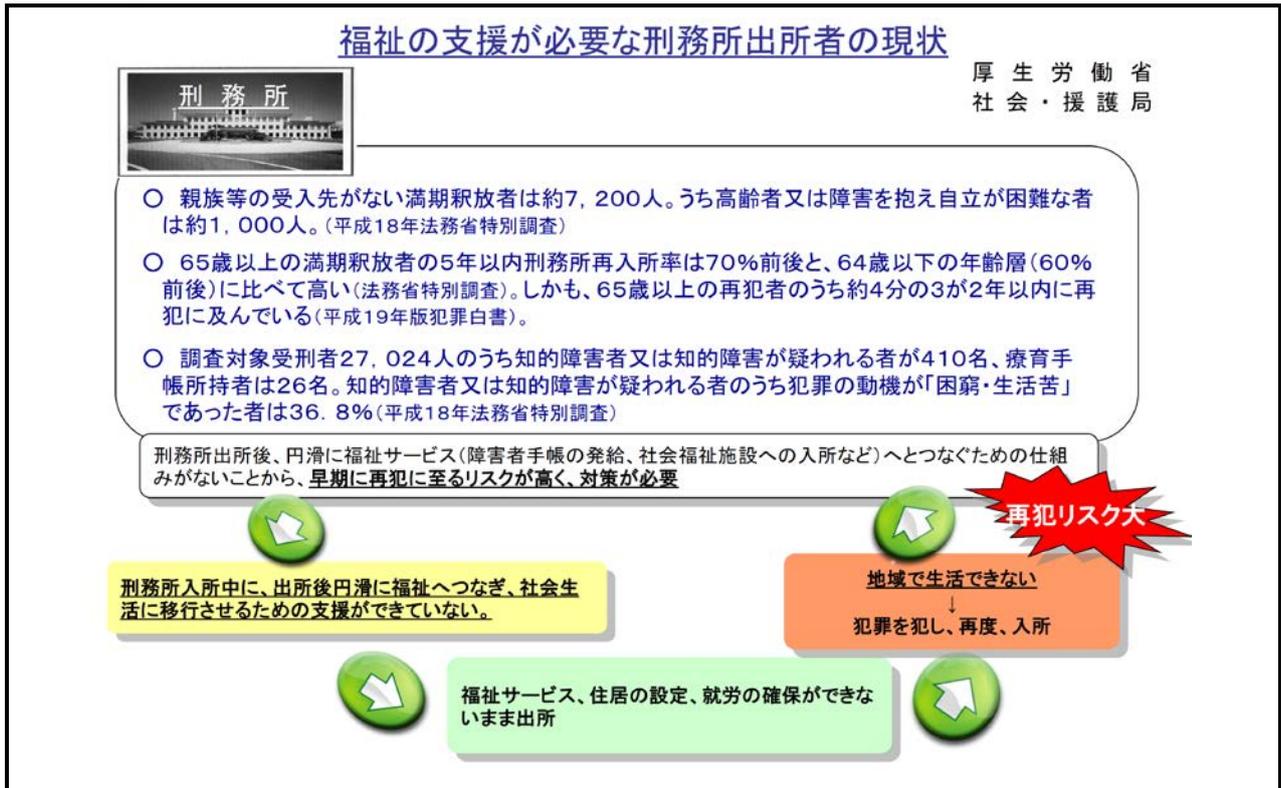
- ② 刑務所等において、支援センターから特別調整対象者との面接（面会）の要請があった場合には、刑務所等は、支援センターと事前に十分な調整を行った上、規律及び秩序の維持等の事情により実施できない場合を除き、面接（面会）の機会を十分かつ適切に確保すること。

- ③ 支援センターの特別調整事務の迅速かつ円滑な実施に資するよう、刑務所等における特別調整候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所及び支援センター間において、必要となる福祉に関する情報の確認・照会事務の役割分担を協議・決定する仕組みを講ずること。

また、事務処理の効率化の観点から、刑務所等又は保護観察所が入手した福祉に関する情報については、個人情報保護の観点から支障のない範囲において、原本又は写しを含め、保護観察所又は支援センターに適切に提供すること。

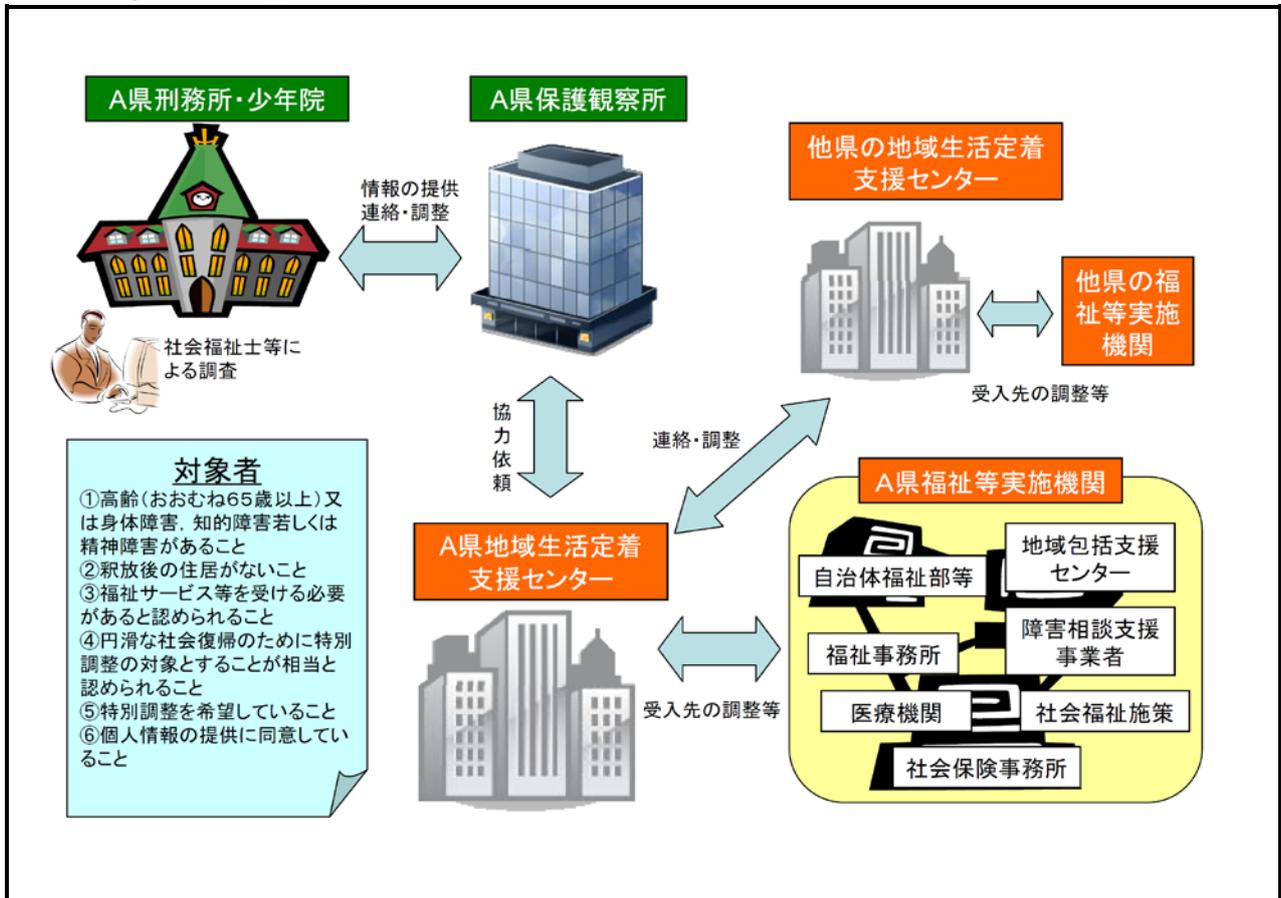
- ④ 刑務所等が実施する特別調整対象者の保護上移送については、関係通知等を見直し、出所後、直ちに福祉的な支援へとつなげる観点から、帰住地が遠隔地である場合は原則として保護上移送を実施すること。

表 2-(2)-① 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状



(注) 厚生労働省の資料による。

表 2-(2)-② 特別調整の概念図



(注) 法務省の資料による。



## 表 2-(2)-ア-② 特別調整対象者の選定手続に関する規程（抜粋）

### ○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」（平成 21 年 4 月 17 日付け法務省保観第 244 号法務省矯正局長・法務省保護局長連名通達）の別添「実施要領」

#### 第 1 目的

この要領は、被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整について特別の手続（以下「特別調整」という。）等を定め、これらの者が、釈放された後速やかに公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による必要な介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けられることができるようにし、もってその円滑な社会復帰を図ることを目的とする。

#### 第 2 特別調整の対象

被収容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢（おおむね 65 歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

#### 第 3 特別調整対象者の選定

##### 1 新たに生活環境調整対象者となる者からの選定

- (1) 矯正施設の長は、被収容者について、心身の状況、福祉サービス等を受ける必要性等について、保有する情報の範囲内において調査し、過去に受けていた福祉サービス等の内容等をも参考にして、第 2 の 1 から 4 までに掲げる要件を満たすと認めたときは、その者に対して特別調整の趣旨、内容等について説明し、特別調整の対象の候補者（以下「特別調整候補者」という。）となることについての意向を確認するものとする。
- (2) 矯正施設の長は、(1)の意向確認の結果、その者が特別調整候補者となることを希望したときは、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項前段の規定による通知をするに当たり、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成 20 年法務省保観訓第 261 号大臣訓令。以下「事務規程」という。）第 8 条後段に該当するものとして、当該矯正施設の所在地を管轄する保護観察所（以下「所在地保護観察所」という。）の長及び当該矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会（以下「所在地委員会」という。）に対し通知するものとし、この場合には、身上調査書(甲)（事務規程様式第 3 号）又は身上調査書(乙)（事務規程様式第 4 号）の参考事項欄に、その者を特別調整候補者に選定した旨及び(1)の調査結果の概要、その者の過去に受けていた福祉サービス等の内容等特別調整の円滑な運用に資する事項を記載するものとする。この場合において、帰住予定地欄には「〇〇保護観察所（所在地保護観察所名を記載）管内の社会福祉事業

を行う施設等」と、引受人の状況欄には「〇〇保護観察所（所在地保護観察所名を記載）管内の社会福祉事業を行う施設等の長」と記載するものとする。

- (3) (2)の通知を受けた所在地保護観察所の長は、当該通知に係る特別調整候補者について、収容中の生活環境調整事件に係る事務を開始する。
  - (4) 所在地保護観察所の長は、必要に応じて特別調整候補者と面接するなどして、特別調整候補者の心身の状況、福祉サービス等を受ける必要性等について必要な調査を行うものとする。
  - (5) 所在地保護観察所の長は、(4)の調査の結果、特別調整候補者が第2の1から5までに掲げる要件を満たしていると認めるときは、矯正施設の長に対し、同意書徴収依頼書（別紙様式1）により、当該特別調整候補者から特別調整の対象（以下「特別調整対象者」という。）となることについて同意書（別紙様式2）を徴するよう依頼するものとする。また、第2の1から5までに掲げる要件を満たしていると認めないときは、矯正施設の長に対し、特別調整対象者選定等通知書（別紙様式3）により、その旨を通知するものとする。
- (6)・(7)（略）
- 2 （略）

#### 第4 特別調整対象者に対する生活環境の調整

##### 1 所在地保護観察所における生活環境の調整

- (1) （略）
  - (2) 所在地保護観察所の長は、矯正施設、地方公共団体、地域生活定着支援センターその他公共の衛生福祉に関する機関と積極的に連絡・協議を行い、必要に応じて、会議を開催するなどして連携を図りつつ、生活環境の調整を行うよう努めるものとする。
  - (3) 地域生活定着支援センターとの連携
    - ア 所在地保護観察所の長は、特別調整対象者に対する生活環境の調整を行うに当たり、規則第112条第2項の規定に基づき、保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整協力等依頼書（別紙様式4）により、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。
      - (ア) 特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接又は通信すること。
      - (イ) (ア)の結果に基づき、福祉サービス等調整計画（矯正施設から釈放された後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し提出すること。
      - (ウ) 特別調整対象者が釈放後に福祉サービス等を受けることができるよう、他の地域生活定着支援センターの長、公共の衛生福祉に関する機関その他の者と協議を行うこと。
    - イ 所在地保護観察所の長は、アの協力を求めた後において、必要と認めるときは、地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整対象者の身上関係の変動その他アの協力のために必要な情報を特別調整対象者状況通知書（別紙様式5）により通知するものとする。
    - ウ 所在地保護観察所の長は、地域生活定着支援センターの長が作成した福祉サービス等調整計画を踏まえて、必要に応じて、生活環境の調整の計画の見直しを行うものとする。
- (4)～(6)（略）

（以下略）

○ 「**高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について**」(平成 23 年 3 月 30 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡)

1 特別調整候補者の選定期間について

特別調整対象者については、地域生活定着支援センターが公共の衛生福祉に関する機関等と調整を行うための期間を確保する必要があるため、保護観察所の長が特別調整対象者として選定する時点で、可能な限り、出所又は出院までの期間が6か月以上確保されるよう、特別調整候補者の選定期間について配慮すること。

○ 「**「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について**」(平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号、一部改正平成 24 年 4 月 12 日厚生労働省社会・援護局総務課長通知)の別添「**地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針**」

第 1・第 2 (略)

第 3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

(1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと (以下「コーディネート業務」という。)

(2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと (以下「フォローアップ業務」という。)

(3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと (以下「相談支援業務」という。)

(4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

(1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。

(2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。

(3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。

(4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に

漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

(5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

#### 第4 業務の実施細目

##### 1 入所者等に係る支援

##### (1) 特別調整対象者に係る支援

##### ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効率的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記(ア)により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住予定地センターの長は、上記(ウ)により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記(ウ)の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ (略)

##### ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) (略)

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-③ 「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」（平成 21 年 4 月 1 日付け法務省保観第 206 号・社援発第 0401019 号法務省矯正局長・法務省保護局長・厚生労働省社会・援護局長連名通知）

1 目的

この通知は、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者（以下「自立困難な対象者」という。）に対し、釈放（少年院在院者にあつては、出院。以下同じ。）時の保護又は保護観察、生活環境の調整若しくは更生緊急保護の各措置（以下「各措置」という。）の実施に当たって、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等から介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けることができるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保することを目的とする。

2 連絡協議会の開催

保護観察所は、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）と連携し、地方公共団体の理解及び協力を得て、地域生活定着支援センター、地方公共団体の福祉関係部局等の参加を得た連絡協議会を開催する。

(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は各措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

(2) 構成機関

連絡協議会は都道府県単位で開催するものとし、構成機関は次に掲げるもののうちアからオまでの機関とするほか、必要に応じてカからケまでに掲げる機関についても、参加を求めるものとする。

- ア 刑事施設等
- イ 保護観察所
- ウ 地域生活定着支援センター
- エ 都道府県の福祉関係部局
- オ 保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局
- カ 前記オ以外の市区町村福祉関係部局
- キ 福祉事務所、保健所、精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関
- ク 更生保護施設その他更生保護関係団体等
- ケ その他必要と認める機関

(3) 協議事項等

次に掲げる事項について、構成機関による説明、情報提供、具体的な課題についての協議等を行う。

- ア 福祉施策の動向について
- イ 刑事施設等の収容動向について
- ウ 更生保護制度の運用動向について
- エ 各種社会資源の所在及びその動向について
- オ 各機関が抱える課題又は困難事例への対応の在り方について

カ その他

(4) 連絡協議会の開催時期

連絡協議会は、定例の協議会として各年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(5) その他

連絡協議会において、協議等を行うに当たっては、扱う情報について特定の個人を識別できないようにするなど、個人情報保護の観点から特段の注意を払うこと。

3 日常的な連携

- (1) 刑事施設等及び保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等に関して、これらを所管する地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との間で必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにし、福祉サービス等が必要なときに迅速・円滑な対応ができるように配慮すること。
- (2) 刑事施設等及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等においては、自立困難な対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう相互の連携の確保に努めること。
- (3) 保護観察所においては、更生保護施設において保護されている自立困難な対象者について、福祉サービス等が円滑になされるために、更生保護施設と同施設所在地の地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互連携が確保できるよう努めること。
- (4) 保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等が開始された後において、必要があると認められるときは、刑事施設等、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等と連携して、当該福祉サービス等が円滑になされるために必要な連絡調整を行うよう努めること。
- (5) 都道府県の福祉関係部局においては、本連絡協議会の趣旨を御理解の上、積極的に連絡協議会に参加するとともに、必要に応じ、管内の市町村の福祉事務所等の関係機関との連絡調整を図ること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-④ 調査した 20 保護観察所における特別調整対象者の選定実績等（平成 24 年度）

（単位：人）

調査対象 保護観察所名	平成 24 年度に特別調整対象者 として選定した者の数	うち、選定した時点で出所日まで 6 か 月以上確保されていなかった者の数
札幌保護観察所	29	3
仙台保護観察所	3	2
青森保護観察所	13	9
山形保護観察所	11	5
東京保護観察所	37	11
宇都宮保護観察所	23	3
前橋保護観察所	16	10
名古屋保護観察所	34	15
津保護観察所	9	4
大阪保護観察所	10	8
福井保護観察所	6	2
大津保護観察所	8	0
広島保護観察所	39	17
山口保護観察所	8	4
高松保護観察所	12	3
松山保護観察所	7	3
福岡保護観察所	38	21
長崎保護観察所	27	7
大分保護観察所	17	3
鹿児島保護観察所	19	13
合計	366	143 (39.1%)

（注）当省の調査結果による。

（参考） 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定日から出所日  
までの期間が 6 か月以上確保されていなかった者の期間別人数及び割合

選定日から出所日までの期間	人数	件数合計に占める割合 (%)
～ 30 日	5	3.5
31 日 ～ 60 日	12	8.4
61 日 ～ 90 日	19	13.3
91 日 ～ 120 日	36	25.2
121 日 ～ 150 日	40	28.0
151 日 ～ 180 日	31	21.7
合計	143	

（注）当省の調査結果による。

**表 2-(2)-ア-⑤ 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていなかった理由**

(単位：人)

選定した時点で出所までの期間が 6 か月以上確保されていなかった理由	件数
刑務所から候補者の通知があった時点で、既に出所日まで 6 か月以上確保されていなかったため	91
刑務所から候補者の通知があった時点で、出所日まで 6 か月に僅少（6 か月と 1 日等）であったため	17
保護観察所において、面接や選定手続に時間がかかったため	14
保護観察所において、あらかじめ刑務所や支援センターと支援方法等を協議していたため	13
その他（短期刑であったため等）	8
合 計	143

(注) 当省の調査結果による。

**(参考) 調査した 20 刑務所における特別調整候補者の選定実績等（平成 24 年度）**

(単位：人)

調査した 20 刑務所における特別調整候補者の選定実績等（平成 24 年度）		件数
刑務所が特別調整候補者として保護観察所に通知した者の数		315
保護観察所に通知した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていなかった者の数		71
理由	刑務所において、本人の意向確認や資料作成等に時間がかかったため	34
	刑務所において、保護観察所から帰住不可等の通知を受けてから手続を開始したため	19
	その他（短期刑であった、保護観察所と協議していたため等）	18

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(2)-ア-④には、今回調査対象としていない刑務所等からの候補者の通知により、保護観察所が特別調整対象者に選定した者等も含まれている。このため本表の 315 人と表 2-(2)-ア-④の 366 人とは、必ずしも一致しない。

表 2-(2)-ア-⑥ 平成 24 年度に特別調整対象者に選定した者のうち、選定した時点で出所日まで 6 か月以上確保されていないことから、円滑な支援に支障が生じている例

i) 出所日までに受入先が確保できなかった例

調査対象 機関名	内 容																
鹿児島刑務所、鹿児島保護観察所、鹿児島保護観察所、鹿児島県地域生活定着支援センター及び福岡県地域生活定着支援センター	<p>鹿児島保護観察所は、鹿児島刑務所から受刑者 A を特別調整候補者に選定した旨の通知を受領したが、当該通知があったのは出所日の約 3 か月前であった。また、同保護観察所においても調査等に約 2 か月半を要したため、特別調整対象者として選定し、鹿児島支援センターに協力依頼を行ったのが、出所日の 17 日前となった。</p> <p>その後、鹿児島支援センターは、本人が福岡県にある自宅への入居を希望していたことから、出所日の 2 日前に本人が希望する帰住地の都道府県にある福岡支援センターに協力を依頼したものの、調整期間が短かったことから、出所日までに本人が希望する自宅への入居を調整することができなかった。このため、A は、やむなく一旦、鹿児島県内の更生保護施設に入所した。福岡支援センターは、本人が更生保護施設に入所中に自宅への入居が可能かどうかの状況確認等を行い、最終的に自宅に入居するまでに約 3 か月を要するなど、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。なお、本人は自宅への入居後に、生活保護の申請を行ったほか、医療機関に受診に行っている。</p> <p>鹿児島刑務所から鹿児島保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、本人は歩行障害（杖歩行）があったものの、身体障害者手帳は有していなかったことから、社会福祉士等による初回面接までに時間を要したため等としている。</p> <p>また、鹿児島保護観察所は、特別調整対象者の選定に約 2 か月半を要した理由について、刑務所等から通知のあった候補者の資料を確認するほか、対象者の意向を確認するための面接や調査に時間を要したためとしている。</p> <p>最終的に受入先等の調整を担当した福岡支援センターでは、協力依頼が早く行われていれば、一時的に更生保護施設に入所させずに、刑務所出所後すぐに本人の希望する福岡県の自宅へ入居させることができたのではないかとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1348 1426 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1348 568 1417">①入所日</th> <th data-bbox="568 1348 796 1417">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="796 1348 1043 1417">③対象者の選定日</th> <th data-bbox="1043 1348 1426 1417">④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1417 568 1464">H23. 11. 25</td> <td data-bbox="568 1417 796 1464">H24. 5. 22</td> <td data-bbox="796 1417 1043 1464">H24. 8. 7</td> <td data-bbox="1043 1417 1426 1464">H24. 8. 7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="354 1464 796 1534">⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日</td> <th data-bbox="796 1464 1043 1534">⑥出所日</th> <th data-bbox="1043 1464 1426 1534">⑦更生保護施設への入所期間</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="354 1534 796 1581">H24. 8. 22</td> <td data-bbox="796 1534 1043 1581">H24. 8. 24</td> <td data-bbox="1043 1534 1426 1581">H24. 8. 24～H24. 11. 14</td> </tr> </tbody> </table>	①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日	H23. 11. 25	H24. 5. 22	H24. 8. 7	H24. 8. 7	⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日		⑥出所日	⑦更生保護施設への入所期間	H24. 8. 22		H24. 8. 24	H24. 8. 24～H24. 11. 14
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④鹿児島保護観察所から鹿児島支援センターへの協力依頼日														
H23. 11. 25	H24. 5. 22	H24. 8. 7	H24. 8. 7														
⑤鹿児島支援センターから福岡支援センターへの協力依頼日		⑥出所日	⑦更生保護施設への入所期間														
H24. 8. 22		H24. 8. 24	H24. 8. 24～H24. 11. 14														

(注) 当省の調査結果による。

ii) 特別調整対象者が希望する帰住地の都道府県にある支援センターに調整を断られた例

調査対象 機関名	内 容																
青森刑務所、青森保護観察所及び青森県地域生活定着支援センター	<p>青森保護観察所は、青森刑務所から受刑者Bを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知があったのは出所日の約3か月前であった。また、同保護観察所においても調査等に約2か月を要したため、特別調整対象者として選定したものの、青森支援センターへの協力依頼日は、出所日の約1か月前となった。</p> <p>その後、青森支援センターは、本人が希望する帰住地の都道府県にある岩手支援センターへ協力依頼を行ったものの、調整期間が短かったことから、調整を断られた。このため、青森支援センターが青森県内で急遽、調整を行い、一時的な受入先として自立準備ホーム(※)を確保したが、最終的に有料老人ホームへ入所するまでに約3か月を要するなど、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>青森刑務所から青森保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、i) 本人は知的障害者であり、特別調整の意向確認に時間を要した、ii) 規律違反が多く、担当職員による面接の機会がなかったため等としている。</p> <p>また、青森保護観察所は、特別調整対象者の選定に約2か月を要した理由について、i) 本人の意向が把握しにくかった、ii) 刑務所内での反則行為が多いなどの状況があり、特別調整対象者とすることに慎重を期したため等としている。</p> <table border="1" data-bbox="354 967 1423 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 967 711 1016">①入所日</th> <th data-bbox="711 967 1043 1016">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="1043 967 1423 1016">③対象者の選定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1016 711 1066">H22. 6. 21</td> <td data-bbox="711 1016 1043 1066">H24. 7. 11</td> <td data-bbox="1043 1016 1423 1066">H24. 9. 19</td> </tr> <tr> <th data-bbox="354 1066 711 1133">④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日</th> <th data-bbox="711 1066 1043 1133">⑤出所日</th> <th data-bbox="1043 1066 1423 1133">⑥自立準備ホームへの入所期間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1133 711 1178">H24. 9. 19</td> <td data-bbox="711 1133 1043 1178">H24. 10. 27</td> <td data-bbox="1043 1133 1423 1178">H24. 10. 27～H25. 1. 23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 保護観察所は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」(平成23年3月31日付け法務省保更第140号法務省保護局長通達)に基づき、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、宿泊場所の供与と自立のための生活指導(自立準備支援)のほか、必要に応じて食事の給与を委託しており、この宿泊場所が「自立準備ホーム」と称されている。</p>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	H22. 6. 21	H24. 7. 11	H24. 9. 19	④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	⑥自立準備ホームへの入所期間	H24. 9. 19	H24. 10. 27	H24. 10. 27～H25. 1. 23
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日															
H22. 6. 21	H24. 7. 11	H24. 9. 19															
④青森保護観察所から青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	⑥自立準備ホームへの入所期間															
H24. 9. 19	H24. 10. 27	H24. 10. 27～H25. 1. 23															
山形刑務所、山形保護観察所、山形県地域生活定着支援センター	<p>山形保護観察所は、山形刑務所から受刑者Cを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知があったのは出所日の約1か月前であった。このため、同保護観察所は、約2週間で、特別調整対象者として選定したが、山形支援センターへの協力依頼日は、出所日の17日前となった。</p> <p>山形支援センターは、本人が希望する帰住地の都道府県にある福島支援センターに協力依頼を行ったものの、調整期間が短かったことから、調整を断られた。このため、Cは、急遽、山形支援センターが自ら調整を行ったものの、受入先を確保できないまま、新たな引受人の元に送り届けるなどしており、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>山形刑務所から山形保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、本人の意向確認に時間がかかったためとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1841 1423 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="354 1841 507 1930">①入所日</th> <th data-bbox="507 1841 721 1930">②候補者の通知日</th> <th data-bbox="721 1841 951 1930">③対象者の選定日</th> <th data-bbox="951 1841 1295 1930">④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日</th> <th data-bbox="1295 1841 1423 1930">⑤出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1930 507 1975">H23. 11. 28</td> <td data-bbox="507 1930 721 1975">H24. 8. 22</td> <td data-bbox="721 1930 951 1975">H24. 9. 3</td> <td data-bbox="951 1930 1295 1975">H24. 9. 3</td> <td data-bbox="1295 1930 1423 1975">H24. 9. 20</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	H23. 11. 28	H24. 8. 22	H24. 9. 3	H24. 9. 3	H24. 9. 20		
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④山形保護観察所から山形支援センターへの協力依頼日	⑤出所日													
H23. 11. 28	H24. 8. 22	H24. 9. 3	H24. 9. 3	H24. 9. 20													

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑦ 刑務所から保護観察所へ候補者の通知があった時点で既に出所日まで6か月以上確保されていなかったことから、特別調整対象者に選定していない例

調査対象保護観察所名	内 容												
宇都宮保護観察所	<p><b>事例 1</b></p> <p>宇都宮保護観察所は、喜連川社会復帰促進センターから、生活環境の調整が整わなかったとして、受刑者Dを特別調整候補者とした通知を受理したものの、出所日までの調整期間が約4か月と短く、期間内の調整は困難であると判断し、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Dについては、通常的生活環境の調整は行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <table border="1" data-bbox="354 629 1428 723"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20. 3. 7</td> <td>H24. 10. 16</td> <td>H25. 2. 20</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>事例 2</b></p> <p>宇都宮保護観察所は、黒羽刑務所から、生活環境の調整が整わなかったとして、受刑者Eを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、出所日までの調整期間が約3か月と短く、期間内の調整は困難であると判断し、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Eについては、通常的生活環境の調整は行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <table border="1" data-bbox="354 1037 1428 1131"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23. 12. 15</td> <td>H24. 9. 14</td> <td>H24. 12. 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、宇都宮保護観察所では、調整期間が十分に確保できない場合（調整期間が3か月以下の場合）は、支援センターと協議し、期間内の調整が困難と判断した場合は、対象者に選定しない場合があるとしている。</p>	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H20. 3. 7	H24. 10. 16	H25. 2. 20	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H23. 12. 15	H24. 9. 14	H24. 12. 25
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H20. 3. 7	H24. 10. 16	H25. 2. 20											
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H23. 12. 15	H24. 9. 14	H24. 12. 25											
広島保護観察所	<p>広島保護観察所は、広島刑務所から受刑者Fを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、Fについては、出所日までの調整期間が約4か月半を切っていること、他県の支援センターへの協力依頼が必要であるが、支援センターにおける十分な調整期間が確保できないことを理由に、本人との面接や広島支援センターとの協議を行わないまま、同観察所独自の判断で、特別調整対象者に選定しなかった。その後、Fは、本人が希望する群馬県内の更生保護施設に帰住予定地を設定し、通常的生活環境の調整が行われたものの、不調に終わり、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <p>なお、広島保護観察所では、刑務所から通知のあった特別調整候補者のうち、広島県外へ帰住を希望している者で、かつ、支援センターの調整期間が原則として6か月以上確保されていない者については、対象者に選定しない場合があるとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1771 1428 1865"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21. 2. 26</td> <td>H24. 10. 22</td> <td>H25. 3. 23</td> </tr> </tbody> </table>	①入所日	②候補者の通知日	③出所日	H21. 2. 26	H24. 10. 22	H25. 3. 23						
①入所日	②候補者の通知日	③出所日											
H21. 2. 26	H24. 10. 22	H25. 3. 23											

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑧ 平成 23 年度において、調整期間が不足していることから円滑な支援に支障が生じている例

調査対象 機関名	内 容														
青森刑務所、青森保護観察所及び青森地域生活定着支援センター	<p>青森保護観察所は、青森刑務所から受刑者Gを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知は出所日の16日前であった。このため、同保護観察所は、すぐに、特別調整対象者として選定したものの、青森支援センターへの協力依頼日は、出所日の14日前となった。</p> <p>青森支援センターでは、調整期間が短く、出所日までに受入先となる福祉施設等を見つけることができなかつたため、Gは、やむなく出所と同時に一時的な受入先として自立準備ホームに入所しており、円滑な福祉的支援に支障が生じていた。</p> <p>青森刑務所から青森保護観察所への候補者の通知が遅れた理由について、同刑務所は、 i) 入所当初から病名不明の疾病により左眼が失明しており、右眼も0.1以下という状況であったものの、通常的生活環境の調整を実施しており、出所日の約4か月前に初めて右眼の視力もないことに気付いたことから急遽、社会福祉士等による面接を実施したため、 ii) 特別調整の意向を確認したところ、知人を引受先として希望していたが、出所日の約2か月前に知人を引受人とする申請を取り下げ、帰住先がなくなったためとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 925 1425 1048"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③対象者の選定日</th> <th>④青森支援センターへの協力依頼日</th> <th>⑤出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22. 2. 15</td> <td>H23. 10. 12</td> <td>H23. 10. 14</td> <td>H23. 10. 14</td> <td>H23. 10. 28</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日	H22. 2. 15	H23. 10. 12	H23. 10. 14	H23. 10. 14	H23. 10. 28
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④青森支援センターへの協力依頼日	⑤出所日											
H22. 2. 15	H23. 10. 12	H23. 10. 14	H23. 10. 14	H23. 10. 28											
長崎保護観察所	<p>長崎保護観察所は、長崎刑務所から受刑者Hを特別調整候補者とした旨の通知を受理したものの、Hは、出所日までの残刑期が僅かで、長崎支援センターの支援が十分に得られないおそれが高いことから、特別調整対象者に選定しない旨の通知を長崎刑務所に送付した。その後、Hについては、通常的生活環境の調整も行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p>														
松山保護観察所及び愛媛県地域生活定着支援センター	<p>松山保護観察所は、松山刑務所から受刑者Iを特別調整候補者に選定した旨の通知を受理したが、当該通知は出所日の約5か月前であった。その後、同保護観察所では、担当保護観察官への事務の引継ぎに不備があり、選定までに約4か月を要し、特別調整対象者として選定したものの、愛媛支援センターへの協力依頼日は出所日の約1か月前となった。また、愛媛支援センターに対し協力依頼を行ったものの、調整期間が短かつたことから、期間内の調整は困難であるとして、依頼を断られた。その後、Iについては、通常的生活環境の調整も行われず、出所日までに帰住先が確保できないまま満期釈放となった。</p> <p>なお、愛媛支援センターは、特別調整の協力依頼を受理してから特別調整対象者が出所するまでの期間が1か月未満の場合、調整が困難となることから、協力依頼を断ることがあるとしている。</p> <table border="1" data-bbox="354 1771 1425 1895"> <thead> <tr> <th>①入所日</th> <th>②候補者の通知日</th> <th>③対象者の選定日</th> <th>④愛媛支援センターへの協力依頼日</th> <th>④出所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21. 11. 19</td> <td>H23. 3. 11</td> <td>H23. 7. 14</td> <td>H23. 7. 14</td> <td>H23. 8. 11</td> </tr> </tbody> </table>					①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④愛媛支援センターへの協力依頼日	④出所日	H21. 11. 19	H23. 3. 11	H23. 7. 14	H23. 7. 14	H23. 8. 11
①入所日	②候補者の通知日	③対象者の選定日	④愛媛支援センターへの協力依頼日	④出所日											
H21. 11. 19	H23. 3. 11	H23. 7. 14	H23. 7. 14	H23. 8. 11											

(注) 当省の調査結果による。

**表 2-(2)-ア-⑨ 刑務所において、保護観察所が選定に要する期間を考慮していない例**

調査対象 刑務所名	内 容
高松刑務所	高松刑務所では、高松保護観察所が特別調整対象者の選定に要する期間を承知しておらず、具体的に高松保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で、候補者を通知しているわけではないとしている。
鹿児島刑務所	鹿児島刑務所では、鹿児島保護観察所が特別調整対象者の選定に要する期間を承知しておらず、具体的に鹿児島保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で、候補者を通知しているわけではないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

**表 2-(2)-ア-⑩ 早期から関係機関で情報を共有し、円滑な支援を実施している例**

調査対象保 護観察所名	内 容
札幌保護観 察所	<p>札幌保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、関係機関（札幌保護観察所、北海道地域生活定着支援札幌センター、札幌刑務所、札幌刑務支所、月形刑務所、北海道地方更生保護委員会）が参加する「特別調整第三者検討会」を毎月開催している。</p> <p>当該検討会では、札幌刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとしてリストアップした者について、具体的な内容の検討、関係機関の助言等を経た上で、特別調整候補者に選定し、保護観察所へ通知している。</p> <p>札幌保護観察所では、当該検討会を開催している結果、関係機関に対し、事前に特別調整候補者の状況を周知し、支援センターにおける受入調整に影響が出ないような事務スケジュールを設定することが可能となることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>
名古屋保護 観察所	<p>名古屋保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、「特別調整対象者選定会議実施要綱」を定め、関係機関（要綱上の構成員は、愛知県健康福祉部、愛知県内の刑務所等、愛知県地域生活定着支援センター及び名古屋保護観察所だが、このほか、指定更生保護施設、愛知県社会福祉会、医療機関も出席）が参加する「特別調整対象者選定会議」を2か月に1回開催している。</p> <p>当該選定会議では、名古屋刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとして候補者名簿に掲載した者について、刑務所からの説明及び各出席機関の所掌事務の観点からの議論を踏まえ、特別調整候補者に選定している。選定会議の実施後は、愛知支援センターが、刑務所へ出向いて候補者と面接し、状況を確認し、その結果を保護観察所へ通知している。</p> <p>名古屋保護観察所では、当該選定会議を開催している結果、会議終了後に、愛知県、指定更生保護施設、社会福祉会、医療機関等との必要な打合せや調整業務の準備等を行うことが可能となることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>
福井保護観 察所	<p>福井保護観察所は、特別調整対象者の選定に先立ち、福井刑務所及び福井県地域生活定着支援センターとともに「選定連絡会」を定期的で開催している。</p> <p>当該選定連絡会では、福井刑務所が事前に特別調整の要件に該当するとしてリストアップした者について、特別調整候補者とするものの是非や問題点を協議した上で特別調整候補者に選定し、保護観察所へ通知している。また、福井刑務所では、刑執行開始時から特別調整候補者の検討を開始しており、候補者となる可能性がある者については、出所の時期に関係なく、随時の選定連絡会を開催し、議題にするとしている。</p> <p>福井保護観察所では、当該選定連絡会を開催している結果、候補者の事前検討が開始でき、また、選定連絡会の場で関係機関と協議する機会があることから、特別調整の円滑な実施に資するものになっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-イ-① 特別調整対象者との面接（面会）に関する規程（抜粋）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」（平成 21 年 4 月 17 日付け法務省保観第 244 号法務省矯正局長・法務省保護局長連名通達）の別添「実施要領」

第 4 特別調整対象者に対する生活環境の調整

1 所在地保護観察所における生活環境の調整

(3) 地域生活定着支援センターとの連携

ア 所在地保護観察所の長は、特別調整対象者に対する生活環境の調整を行うに当たり、規則第 1 1 2 条第 2 項の規定に基づき、保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対し、特別調整協力等依頼書（別紙様式 4）により、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

(ア) 特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるとに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接又は通信すること。

○ 「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」（平成 20 年 4 月 23 日法務省令第 28 号）

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第 112 条 保護観察所の長は、法第 82 条及び売春防止法第 24 条第 1 項の規定による生活環境の調整においては、これらの規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるものがない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

一 生活環境調整対象者の釈放後の住居を確保すること。

二 生活環境調整対象者に係る引受人を確保すること。

三 生活環境調整対象者の釈放後の改善更生を助けることについて、引受人以外の生活環境調整対象者の家族その他の関係人の理解及び協力を求めること。

四 生活環境調整対象者の釈放後の就業先又は通学先を確保すること。

五 生活環境調整対象者の改善更生を妨げるおそれのある生活環境について、当該生活環境調整対象者が釈放された後に影響を受けないようにすること。

六 生活環境調整対象者が釈放された後に、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようにすること。

七 その他生活環境調整対象者が健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むために必要な事項

2 前項の規定による調整は、生活環境調整対象者との面接又は通信その他の方法により、釈放後の生活の計画等を把握し、必要な助言等を行うとともに、引受人又は同項第三号に掲げる関係人と必要な協議をし、これらの者、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることにより、継続的に行うものとする。

3 保護観察所の長は、第 1 項の規定による調整を行うに当たり、必要があると認めるときは、生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長に対し、当該生活環境調整対象者の帰住予定地、釈放後の生活の計画等に関し、参考となる資料又は情報の提供、当該生活環境調整対象者に対する助言その他必要な協力を求めるものとする。

○ 「「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について」（平成 21 年 5 月 27 日 付け社援総発第 0527001 号、一部改正平成 24 年 4 月 12 日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）の別添「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第 4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより 受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」（平成 25 年 4 月 25 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡、平成 25 年 5 月 8 日付け法務省保護局観察課事務連絡）

Q 3-7 地域生活定着支援センターの職員が、矯正施設の対象者に面接を行う場合は、保護観察所の職員が同行する必要があるのか。

A 3-7 必ずしも保護観察所の職員の同行を要しない。ただし、保護観察所の職員が同行しない場合は、「面会」という扱いとなることに留意されたい。

なお、当該面会については回数制限を行わない（1 回としてカウントしない。）ものとする。  
また、面会の場所についても、施設の事情や対象者の状況等を考慮し、適当と認められる場合には、仕切り室以外として差し支えない。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

（面会の相手方）

第 111 条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、第 148 条第 3 項又は次節の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

一 受刑者の親族

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会に関する制限）

第 114 条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

（注）下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-② 特別調整対象者との面接（面会）が制限されているため、円滑な支援に支障等が生じている例

調査対象機関名	内 容
山口県地域生活定着支援センター	<p>山口支援センターは、岩国刑務所から、特別調整対象者の意向確認等の情報収集は刑務所内の社会福祉士が実施することを理由に、特別調整対象者との面接回数を、1回から2回程度に制限されたことがあるとしている。</p> <p>山口支援センターは、岩国刑務所に要請する特別調整対象者との面接は、i) 出所後もフォローアップ業務が続く支援センターにとって、特別調整対象者及び受入先の福祉施設との信頼関係構築の上でも大変重要なものであること、ii) 特別調整対象者が他県の受入先施設に入所した場合、受入先施設などから、聞いていた情報と実際の人物像が違っている等の連絡を受けることもあり、本人との面接が多ければ適切な情報提供を行うことができること等から重要であるとしており、面接が制限されることにより、県内外にかかわらず、相手機関との信頼関係の低下につながるとしている。</p> <p>平成 24 年度においては、出所後に指定更生保護施設への入所が見込まれていた特別調整対象者について、本人の意向を確認する必要性が生じたため、面接の日程調整を岩国刑務所に要請したが拒否され、その後、本人への伝達や必要事項の情報収集は、刑務所内の社会福祉士を通じて実施せざるを得なかったなど、円滑な福祉的支援に支障が生じたことがあるとしている。</p> <p>なお、山口支援センターに特別調整の協力依頼を行っている山口保護観察所は、岩国刑務所が山口支援センターの要請する面接に制限を設けていることを承知していなかった。</p>
香川県地域生活定着支援センター	<p>香川支援センターでは、高松刑務所における特別調整対象者との面接が懲罰時には行うことができないとしている。このため、今後、円滑な福祉的支援に支障が生じる可能性もあるため、懲罰時でも支援センターによる面接を認めてほしいとしている。</p> <p>一方で、当省が調査した結果、支援センター職員が特別調整対象者に必要な福祉サービス等の内容を確認するために行う面接について、その重要性に鑑み、必要に応じて懲罰時でも一時執行停止の措置を行うなどして面接を認めている刑務所がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-① 特別調整対象者の福祉に関する情報の確認・照会等に関する規定（抜粋）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」  
（平成 25 年 4 月 25 日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官・法務省矯正局少年矯正課補佐官事務連絡、平成 25 年 5 月 8 日付け法務省保護局観察課事務連絡）

Q 2-8 個人票を作成するに当たって、対象者本人から聞き取りを行うことができない項目については、他機関への照会を行う必要があるのか。

A 2-8 個人票を作成する時点において保有している情報の範囲内で作成して差し支えない。

ただし、保護観察所の長により特別調整候補者から特別調整対象者に選定された者については、対象者に関する 年金受給資格（障害基礎年金含む）等及び各種障害者手帳の有無等について、原則として矯正施設から、他機関に照会を行い、得られた情報について個人票に記載すること。また、矯正施設において、戸籍及び住民票を取得していない場合は、保護観察所から戸籍及び住民票について自治体に対する照会を行うこととするが、矯正施設と保護観察所との協議により、各種照会の分担について適宜変更しても差し支えない。

なお、個人票については、速やかに保護観察所を経由して地域生活定着支援センターに送付する必要があることに留意し、各種照会を実施すること。

Q 3-6 保護観察所が、地域生活定着支援センターに依頼を行う際、矯正施設から送付される個人票を、保護観察所が「特別調整協力等依頼書」に添付することは可能か。

A 3-6 添付して差し支えない。

なお、この場合、保護観察所は単に個人票を添付するのみでなく、矯正施設から提供を受けたり、特別調整候補者と面接をしたりして得た情報等のうち、特別調整を実施するに当たって必要なものは、地域生活定着支援センターに情報提供すること。特別調整協力等依頼書の送付後も同様である。特に、矯正施設において、戸籍及び住民票を取得していない場合、保護観察所から戸籍及び住民票について自治体に対する照会を行い、地域生活定着支援センターに情報提供すること。

別紙様式1 (支援対象者個人票)

別紙様式1

支援対象者個人票

施設名 (

記載日

氏名		性別		生年月日	
		歳			

支援を必要とする事由

--

福祉に関する情報

住民票所在地	( 本人供述・照会 )						
障害基礎年金	有・無	1級・2級・申請中		療育手帳等	有・無	等級	番号
身体障害者福祉手帳	有・無	等級	番号	精神障害者福祉手帳	有・無	等級	番号
障害程度認定区分				病名・障害部位等			
その他の福祉サービス (申請中, 受給中のもの)							
福祉施設への入所歴							
特記事項							

施設内の生活状態

知能	IQ= CAPAS・WAIS-Ⅲ・その他( ) 年 月実施						
衣類着脱	自力	要配慮	要介助	食事	一般	刻み食・かゆ食	要介助
入浴	自力	要配慮	要介助	洗面	自力	要配慮	要介助
排泄	自力	要配慮	要介助	移動	自力	要器具	要介助
作業能力	通常	養護工場	居室内	集団生活	通常	要配慮(雑居可)	要単独
対人関係	問題なし 問題あり( )						
その他問題行動	問題なし 問題あり( )						
特記事項							

入所前の就労状態

就労先(職種)	
就労期間	
年金, 社会保険等の加入状況	
免許・資格	

家庭状況, 教育歴

家族構成  (ジェノグラムにより簡略に記載する)	出身地				
	小中学校名(所在地)	小学校	( )		
		中学校	( )		
	特別支援学級の在籍の有無	有・無	時期		
親族の経済状態			生活保護実施	有(期間 )	無

医療情報

身長	cm	体重	kg	視力	裸眼視力	矯正視力	聴力	右	左
喘息				てんかん					
アレルギー				皮膚疾患					
現在症	傷病名, 現在の服薬状況等								
既往症	傷病名, 年齢, 主な処置等								
その他の特記事項									

その他特記事項

--

(記載要領)

作成時点で把握していない事項については、「不明」、「照会中」として差し支えない。  
 「支援を必要とする理由」には、事由(高齢、障害(知的、精神、身体))及びその概要を簡潔に記載する。  
 「施設内の生活状況」での評価の目安は以下のとおりとし、必要に応じて特記事項欄を使用する。  
 要配慮 設備面、処遇面での配慮を要する(衣料等で、一般の受刑者と異なるものを貸与されている場合を含む)  
 要介助 人的な介助を要する  
 「親族の経済状態」については、出所後、本人を支援することが可能な親族について記載する。  
 「医療情報」については、感染症の検査(肝炎、性感染症等)を実施している者については、その結果を特記事項欄に記載する。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「別紙様式1(支援対象者個人票)」は、表2-(2)-ウ-①の「Q2-8」、「A2-8」、「Q3-6」、「A3-6」内の「個人票」のことを指す。

表 2-2(2)-ウ-② 福祉に関する情報の確認・照会状況

調査対象 刑務所名	① 住民票	② 戸籍 謄本	③ 戸籍の 附票	④ 年金 記録	⑤ 障 害 の有 無 手帳	確認・照会を実施していない理由等	調査対象 保護観察所名	① 住民票	② 戸籍 謄本	③ 戸籍の 附票	④ 年金 記録	⑤ 障 害 の有 無 手帳	確認・照会を実施していない理由等
札幌刑務所	○	○	○	×	○	支援センターが確認・照会を行っているため(④)	札幌保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所又は支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
宮城刑務所	○	○	○	○	○		仙台保護観察所	○	○	○	○	○	
青森刑務所	×	×	×	×	×	保護観察所又は支援センターが確認・照会を行っているため(①～⑤)	青森保護観察所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)
山形刑務所	○	○	○	×	×	支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)	山形保護観察所	○	○	○	×	×	支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
府中刑務所	×	○	○	○	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、本人への聴取り等で対応しているため(⑤)	東京保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、支援センターから依頼がないため(④・⑤)
黒羽刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	宇都宮保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
前橋刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	前橋保護観察所	○	○	○	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
名古屋刑務所	△	×	×	△	△	保護観察所が入手しているため(②・③)	名古屋保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
三重刑務所	○	○	○	○	○		津保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
大阪刑務所	○	○	○	○	○		大阪保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(④・⑤)
福井刑務所	△	△	△	△	△		福井保護観察所	○	○	○	×	×	支援センターから依頼がないため(④・⑤)
滋賀刑務所	○	○	○	○	×	支援センターが確認・照会を行っているため(⑤)	大津保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
広島刑務所	○	○	○	○	○		広島保護観察所	○	○	○	○	○	
山口刑務所	○	○	○	○	○		山口保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
高松刑務所	×	○	○	○	○	支援センターから依頼がないため(①)	高松保護観察所	○	○	×	×	×	支援センターから依頼がないため(③・④)、刑務所が確認・照会を行っているため(⑤)
松山刑務所	×	○	○	○	×	戸籍の附票で対応しているため(①)、本人への聴取り等で対応しているため(⑤)	松山保護観察所	×	○	○	○	×	支援センターから依頼がないため(①)、刑務所が確認・照会を行っているため(⑤)
福岡刑務所	○	○	○	○	○		福岡保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所が確認・照会を行っているため(①～⑤)
長崎刑務所	△	△	△	△	×	支援センターが本人又は親族から直接入手しているため(⑤)	長崎保護観察所	×	×	×	×	×	刑務所又は支援センターが確認・照会を行っているため(①～⑤)
大分刑務所	×	×	×	×	×	本人への聴取り等で対応しているため(①～⑤)	大分保護観察所	×	○	○	×	×	戸籍の附票で対応しているため(①) 支援センターが確認・照会を行っているため(④・⑤)
鹿児島刑務所	×	○	○	○	○	戸籍の附票で対応しているため(①)	鹿児島保護観察所	○	○	○	○	○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特別調整対象者の福祉に関する情報について、市町村等の関係機関に確認・照会を実施している場合は「○」、実施していない場合は「×」、支援センターから依頼があった場合に確認・照会を実施している場合は「△」としている。

表 2-(2)-ウ-③ 刑務所及び保護観察所において福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、調整業務に支障が生じているなどの例

調査対象 機関名	内 容
札幌刑務所、札幌保護観察所及び北海道地域生活定着支援札幌センター	<p>札幌刑務所及び札幌保護観察所では、特別調整対象者に係る年金記録の確認・照会を実施しておらず、その理由として、札幌支援センターが確認・照会を行っているためとしている。</p> <p>一方、札幌支援センターからは、次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>① 年金情報等の福祉に関する情報は、本人談や支援対象者個人票の項目に記載されたもののみではなく、根拠となる書類情報が必要である。また、当該情報に基づいて支援を組み立てることが、適切な支援につなげるために重要となる。</p> <p>② 札幌支援センターの運営母体は民間であり、年金記録等の書類の取得には時間がかかるため、刑務所又は保護観察所などの公的機関があらかじめ取得してくれれば、特別調整の事務を円滑に実施することが可能となる。</p>
長崎刑務所、長崎保護観察所及び長崎県地域生活定着支援センター	<p>長崎刑務所及び長崎保護観察所では、住民票等について、長崎支援センターから依頼があった場合に限り、関係機関に確認・照会を実施しているとしている。</p> <p>一方、長崎支援センターからは次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>① 住民票については、ほぼ全ての特別調整対象者に必要となる情報であることから、保護観察所からの協力依頼がある時点で添付されていれば、特別調整の事務を円滑に実施することが可能となる。</p> <p>② 刑務所に福祉に関する情報の照会を依頼する際、佐世保刑務所であれば口頭での照会に応じてもらえ、特別調整対象者との面接の際に提出してもらえるが、一方、長崎刑務所では文書による照会を求められており、回答まで約1か月の期間を要している等、刑務所によって取扱いが異なっている。</p> <p>③ 刑務所が関係機関に照会した情報は、保護観察所を経由して支援センターに回答があるため、時間がかかっている。そのため、例えば、刑務所から照会結果を直接得ることができれば時間を短縮することができ、特別調整の事務の円滑な実施が可能となる。</p>
大分刑務所、大分保護観察所及び大分県地域生活定着支援センター	<p>大分刑務所及び大分保護観察所では、年金記録及び障害者手帳の確認・照会を実施しておらず、その理由として、大分支援センターが確認・照会を行っているためとしている。</p> <p>一方、大分支援センターからは、次のとおり調整業務に支障が生じているなどの意見が聴かれた。</p> <p>○ 福祉に関する情報の中でも、年金記録については、特別調整対象者が刑務所出所後の生活を行っていく上で必要となる収入の有無（障害年金を含む。）を把握し、その状況に応じて、生活保護の各種扶助を受けるための手続を行うかどうかの判断を行うなど特別調整の事務を円滑に進めるために必要な資料である。</p> <p>しかし、現在、同支援センターで照会を行うなどして把握に努めているものの、特別調整対象者自身が年金記録に係る資料を請求して確認しなければならず、そのための書類、委任状等の記載を行うには、刑務所において手続が必要となる。また、このやり取りには、数箇月の時間を要することとなるため、特別調整の事務を円滑に実施するためには、あらかじめ刑務所又は保護観察所で年金記録の確認・取得を実施してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-④ 刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直している例

調査対象 機関名	内 容
前橋刑務所、前橋保護観察所及び群馬県地域生活定着支援センター	<p>前橋刑務所では、特別調整対象者の受入先の調整等に必要な資料として、戸籍の附票、戸籍謄本等を入手しているが、前橋保護観察所に対し、原本又は写しを送付していない。このため、前橋保護観察所は、自ら戸籍の附票及び戸籍謄本を市区町村に照会・請求し、入手している。</p> <p>また、前橋保護観察所においても、自らが入手した資料の原本又は写しを群馬支援センターに送付しておらず、別途、入手した資料の内容を図示するなど、加工した資料を群馬支援センターへ提供している。</p> <p>なお、群馬支援センターでは、戸籍等は生活保護など社会福祉制度を活用する上で必要となるものであり、原本の写しを協力依頼の際の添付資料として送付してほしいとしている。また、刑務所又は保護観察所が新たな資料を加工して作成するのではなく、原本又はその写しを支援センターに送付することで、支援センターの調整期間がより確保できるのではないかとしている。</p>
松山刑務所及び松山保護観察所	<p>松山刑務所は、特別調整対象者の受入先の調整等に必要な資料として、戸籍謄本及び戸籍の附票を入手しているが、松山保護観察所に対し、原本又は写しを送付していない。このため、松山保護観察所では、愛媛支援センターから依頼があった場合などは、自ら戸籍謄本等を市町村に照会・請求し、入手している。</p> <p>なお、松山刑務所では、戸籍謄本及び戸籍の附票の写しを松山保護観察所に送付していない理由について、i) 松山刑務所が策定した特別調整に関する実施要領に、戸籍謄本及び戸籍の附票の送付に係る規定がないこと、ii) 個人情報漏洩のおそれがあるため、としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-① 特別調整対象者の保護上移送に関する規程（抜粋）

○ 「受刑者の移送について」（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3316 号法務省矯正局長依命通達）

1 移送方法の区分について

受刑者の移送は、その移送先、方法等に応じて、次のとおり区分すること。

(1) 管区外移送（受刑者を現に収容している刑事施設等（以下「移送元施設」という。）からその所在地を管轄する矯正管区（以下「移送元管区」という。）の管轄区域外の刑事施設等に当該受刑者を移送することをいう。以下同じ。）

ア 計画移送（矯正局長が定めるところにより計画的に実施する管区外移送をいう。以下同じ。）

イ 個別移送（協議等により個別に実施する管区外移送をいう。以下同じ。）

(ア) 局長認可移送（矯正局長の認可又は指示による個別移送をいう。以下同じ。）

(イ) 管区長協議移送（移送元管区の長と受刑者を移送する予定の刑事施設等の所在地を管轄する矯正管区（以下「移送先管区」という。）の長との間の協議による個別移送をいう。以下同じ。）

(ウ) 施設長協議移送（移送元施設の長と受刑者を移送する予定の刑事施設等（以下「移送先施設」という。）の長との間の協議による個別移送をいう。以下同じ。）

(2) 管区内移送（移送元施設から移送元管区の管轄区域内の刑事施設等に当該受刑者を移送することをいう。以下同じ。）

2～3 （略）

4 管区長協議移送について

(1) 移送の基準

下記アからカまでのいずれかに該当する者は、管区長協議移送を実施すること。

なお、下記アに該当する者の協議移送は別表 2 のとおりとする。

ア～エ （略）

オ 釈放時保護のため帰住地に近接する刑事施設への管区外移送をすることが必要がある者。ただし、下記 5 の(1)のオに該当する者を除く。

カ （略）

(2) （略）

5～6 （略）

○ 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について」（平成 22 年 11 月 17 日付け法務省矯成第 7275 号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知）（抜粋）

3 保護上移送について

刑事施設においては、特別調整対象者が、以下の(1)から(3)までの事項にすべて該当する場合、帰住地に近接する刑事施設への保護上移送の実施を検討すること。

なお、少年院においては、刑事施設における運用を参考にして、同対象者の保護上移送等の実施を検討すること。

(1) 生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること。

(2) 本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること。

(3) 出所時、地域生活定着支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-エ-② 刑務所等において保護上移送が実施されなかったため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげるに当たっての支障となっている例

i) 支援センター職員が帰住地まで送り届ける際、特別調整対象者が途中で失踪した例

調査対象機関名	内 容
大分県地域生活定着支援センター	<p>大分刑務所は、過去に精神的疾患の診断を受けていた特別調整対象者Aについて、同所在所中には、まれにつじつまの合わない言動を行うことがあったものの、暴行する等の状況はみられなかったこと等から、保護上移送を行わなかった。</p> <p>このため、大分支援センターは、同人を駅まで迎えに行ったものの、同人は、乗車券を購入する前に勝手にタクシーに乗り込み失踪した。その後、確保した先においても、暴れる等したため、帰住地の支援センターに連れて行ったが、引き続き同人は暴れる等の状況であったことから、やむなく警察に通報することとなった。最終的に、関係者による協議の上、同人をあらかじめ調整していた帰住先ではなく、精神科病院に入院させることとなった。</p> <p>なお、大分支援センターでは、特別調整対象者は、基本的に自ら帰住先の確保が行えず、何らかの支援が必要とされることから、原則として、刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

ii) 支援センター職員が刑務所から遠隔の帰住地まで特別調整対象者を送り届けなければならないため、途中で行方不明になる危険性があったとしている例等

調査対象機関名	内 容															
青森県地域生活定着支援センター	<p>青森支援センターは、刑務所において保護上移送が実施されなかったため、出所時に特別調整対象者を支援センター職員が迎えに行かなければならず、特別調整対象者を帰住先まで送り届ける間に行方不明になる危険性や福祉的な介助等の対応が必要となった例があるとしている。</p> <p>なお、青森支援センターは、特別調整対象者は、1人で交通機関を利用できない者がほとんどであり、特別調整対象者をより安全に帰住先に送る観点からも、特別調整対象者の帰住先への移動に際しては、原則として刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p> <p>表 保護上移送が実施されなかったため、支援センターの負担となった例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>支援センターによる送迎実績等</th> <th>対応した職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年 6 月 26 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月 15 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 26 日</td> <td>青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 27 日</td> <td>東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	支援センターによる送迎実績等	対応した職員数	平成 24 年 6 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例	1 人	平成 24 年 9 月 15 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例	2 人	平成 25 年 4 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例	2 人	平成 25 年 4 月 27 日	東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例	2 人
年月日	支援センターによる送迎実績等	対応した職員数														
平成 24 年 6 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、上野駅まで送り届けた例	1 人														
平成 24 年 9 月 15 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、岩手県奥州市まで送り届けた例	2 人														
平成 25 年 4 月 26 日	青森刑務所まで支援センター職員が出迎えに行き、東京駅まで送り届けた例	2 人														
平成 25 年 4 月 27 日	東京駅において、東京支援センターから対象者の引渡しを受け、八戸市まで送り届けた例	2 人														
群馬県地域生活定着支援センター	<p>群馬支援センターは、刑務所において保護上移送が実施されなかったため、出所時に特別調整対象者を支援センター職員が迎えに行かなければならず、負担となった例があるとしている。なお、群馬支援センターでは、保護上移送を実施する刑務所等と実施しない刑務所等があり、保護上移送の実施について、統一的なルールや要領を定めてほしいとしている。</p>															

山口県地域生活定着支援センター	<p>山口支援センターは、山口刑務所から、特別調整対象者を保護上移送する必要がある場合には、あらかじめ特別調整対象者の出所日の1か月以上前に依頼してほしいとの説明を受けている。このため、県外の帰住を希望する特別調整対象者の受入先が出所日の1か月前までに決定できなかった場合には、支援センター職員や帰住先の福祉施設の職員等が帰住地まで送り届けるなど、負担となっているとしている。</p> <p>なお、山口支援センターは、特別調整対象者は、1人では交通機関を利用できない者も多く、帰住先が遠隔の場合は、所持金の少ない特別調整対象者をより安全かつ確実に帰住地まで送り届ける観点からも、原則として、刑務所による保護上移送を実施してほしいとしている。</p> <p>表 県外に帰住した特別調整対象者の移送等の状況</p> <table border="1" data-bbox="360 622 1409 943"> <tr> <td>山口支援センターが県外に帰住先を確保した者</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>(1) 刑務所が保護上移送を行った者</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>    ① 保護上移送の必要がなかった者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>    ② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>    ③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者</td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>(注) 山口支援センターの開設日(平成21年7月1日)から調査日現在(平成25年6月4日)までの特別調整対象者の人数である。</p>	山口支援センターが県外に帰住先を確保した者	13人	(1) 刑務所が保護上移送を行った者	8人	(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者	5人	① 保護上移送の必要がなかった者	1人	② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者	1人	③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者	3人
山口支援センターが県外に帰住先を確保した者	13人												
(1) 刑務所が保護上移送を行った者	8人												
(2) 山口支援センター等が帰住地まで送り届けた者	5人												
① 保護上移送の必要がなかった者	1人												
② 帰住先の決定から出所日まで1か月以上あったが、刑務所に保護上移送を断られた者	1人												
③ 帰住先の決定から出所日まで1か月未満であった者	3人												

(注) 当省の調査結果による。